

第5

予備的調査

1 予備的調査制度の概要

(1) 予備的調査の意義

予備的調査とは、衆議院規則に基づいて委員会が調査局長又は法制局長（以下「調査局長等」という。）に行わせる調査であり、日本国憲法に基づいて議院が行う国政調査とは異なる。

(2) 予備的調査を行うための要件・手続

調査局長等が予備的調査を行うのは、①委員会の議決があった場合、②40人以上の議員からの要請があった場合のいずれかに限られる。

①の場合 委員会が予備的調査を命ずる旨議決する。

②の場合 40人以上の議員が、予備的調査命令を発するよう要請する書面を議長に提出する。議長は議院運営委員会理事会の協議に基づき、その書面を適當の委員会に送付し、送付先委員会が予備的調査命令を発する。

なお、送付先委員会の理事会において、

- ・国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがないこと
- ・刑事訴追を受けている事件に関するものでないこと

の二つの要件を確認することが必要となる。

(3) 予備的調査の調査手法

予備的調査を行うに当たっては、調査局長等は官公署に対して必要な協力を求めることができる。ただし、官公署の協力は任意のものであり、強制力はない。

なお、官公署が調査局長等の調査協力要請を拒否した場合には、委員会は、官公署に対し、拒否の理由を述べさせることができる。

(4) 予備的調査報告書

調査局長等は、予備的調査命令を発した委員会の委員長に対し、予備的調査の結果を記載した報告書を提出する。当該委員会の委員長は報告書の写しを議長に提出し、議長はこれを議院に報告する。

(5) 予備的調査の件数

予備的調査は平成10年から実施されており、令和7年までの予備的調査の件数は、①委員会の議決に基づくもの2件、②40人以上の議員からの要請に基づくもの51件となっている。

2 令和7年における予備的調査の概要等

令和7年に予備的調査の命令はなかった。